

第 1 章 総 説

第1 長崎市の概要

1 地形及び特性

長崎市は、九州の西端部長崎県本土の南部に位置し、長崎半島から西彼半島の一部を占める広範な地域である。

地形的には、周囲を山々に囲まれた丘陵地帯で、また、リアス式の長く複雑な海岸線と相まって、独特な景観を作り出している。

気候は、西海型気候区に属して、温暖多雨な気候となっており、沿岸部では対馬海流（暖流）の影響で冬は暖かく、夏は比較的涼しいといった海洋性の気候に恵まれている。

長崎市は、江戸時代には海外に開かれた唯一の窓口として、近代以降は海運国日本を支える造船業を主として栄え、国際社会の中で重要な役割を果たしてきた。

昭和20年8月9日に投下された原子爆弾による惨禍を被った後は、核兵器廃絶と恒久平和を訴える国際平和文化都市としての役割を果たしている。

長崎市の産業形態は、造船、機械工業、水産、観光を基幹産業とする商工業都市である。



2 所在地及び市民健康部・地方独立行政法人長崎市立病院機構関係施設



位置図	施設名	所在地	電話（095）
①	市役所	魚の町4番1号	(代) 822-8888
②	市民健康部	魚の町4番1号	(代) 822-8888
③	長崎市保健所	魚の町4番1号	(代) 822-8888
④	保健環境試験所	茂里町2番34号	(代) 846-3163
⑤	動物愛護管理センター	茂里町2番2号	844-2961
⑥	長崎みなとメディカルセンター	新地町6番39号	(代) 822-3251
⑦	長崎市夜間急患センター	栄町2番22号	820-8699

3 面積・世帯数・人口の推移

年次	面積 (k m ²)	世帯数	人口	人口密度 (k m ² 当り)	1世帯当人口	備考
25年	90.60	57,081	247,248	2,729	4.33	明治22年 市制施行 明治31年 下長崎村 の全部、戸町村、淵村、 浦上山里村及び上長 崎村の一部編入 大正9年 上長崎 村、浦上山里村編入 昭和13年 小榑村、 土井首村、小ヶ倉村、 西浦上村編入 昭和25年 福田村大 浦郷字網場の脇編入 昭和30年 福田村、 深堀村、日見村編入 昭和37年 茂木町、 式見村編入 昭和38年 東長崎町 編入 昭和48年 三重村、 時津町元村郷及び野 田郷の一部編入 平成17年1月4日 香焼町、伊王島町、高 島町、野母崎町、三和 町、外海町編入 平成18年1月4日 琴海町編入
30年	121.32	65,748	305,909	2,522	4.65	
35年	121.32	82,232	345,409	2,847	4.20	
40年	207.09	103,867	407,686	1,969	3.93	
45年	207.61	117,706	422,533	2,035	3.59	
50年	239.65	135,117	450,348	1,879	3.33	
55年	240.43	143,986	447,897	1,863	3.11	
60年	241.76	149,453	449,382	1,859	3.01	
平成2年	240.80	157,136	445,023	1,848	2.83	
7年	241.18	165,247	438,439	1,818	2.65	
8年	241.24	165,998	435,783	1,806	2.63	
9年	241.28	166,564	432,599	1,793	2.60	
10年	241.28	167,475	430,319	1,784	2.57	
11年	241.28	168,503	427,943	1,774	2.54	
12年	241.20	166,645	423,166	1,754	2.54	
13年	241.21	167,746	421,366	1,747	2.51	
14年	241.21	168,940	420,080	1,742	2.49	
15年	241.32	170,073	418,654	1,735	2.46	
16年	338.72	182,519	447,103	1,320	2.45	
17年	406.35	187,358	455,556	1,121	2.43	
18年	406.36	185,058	451,652	1,111	2.44	
19年	406.37	186,110	448,792	1,104	2.41	
20年	406.40	187,142	446,007	1,097	2.38	
21年	406.40	188,864	444,160	1,093	2.35	
22年	406.43	187,917	443,504	1,091	2.36	
23年	406.46	188,955	441,142	1,085	2.33	
24年	406.46	189,680	438,503	1,079	2.31	
25年	406.47	190,841	435,939	1,072	2.28	
26年	405.81	191,715	433,197	1,067	2.26	
27年	405.86	189,944	429,565	1,058	2.26	
28年	405.86	190,212	426,128	1,050	2.24	
29年	405.86	188,328	420,671	1,036	2.23	
30年	405.86	187,459	415,839	1,025	2.22	
令和元年	405.86	186,504	410,445	1,011	2.20	
2年	405.86	185,914	405,545	999	2.18	
3年	405.86	186,328	402,960	993	2.16	
4年	405.86	186,315	398,039	981	2.14	
5年	405.86	186,264	392,685	968	2.11	

注：面積は各年10月1日現在、世帯数及び人口は各年12月末現在推計人口であるが、平成7年以降は、1月1日現在。

(平成16年は平成17年1月4日、平成17年は平成18年1月4日現在)

4 地区別世帯数・人口等

	長 崎 市
世 帯 数	205,708 世帯
人 口	395,842 人
面 積	405.86 km ²
人口密度 (1 km ²)	975.32 人
1 世帯当り人口	1.92 人

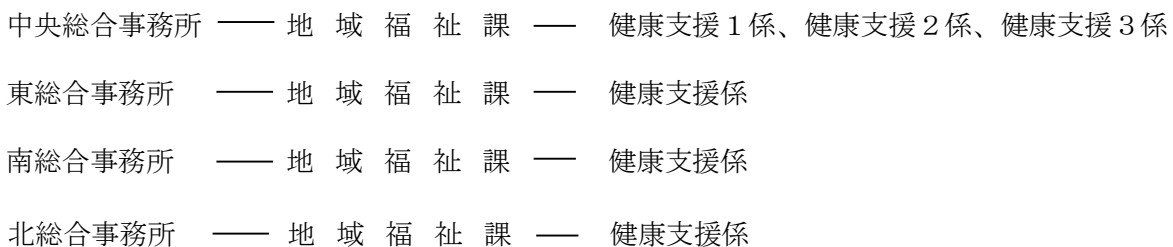
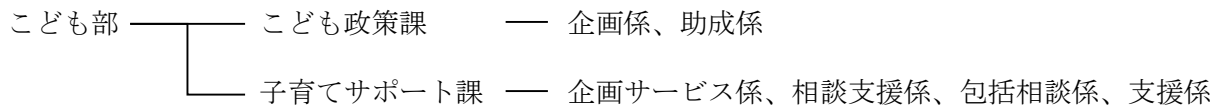
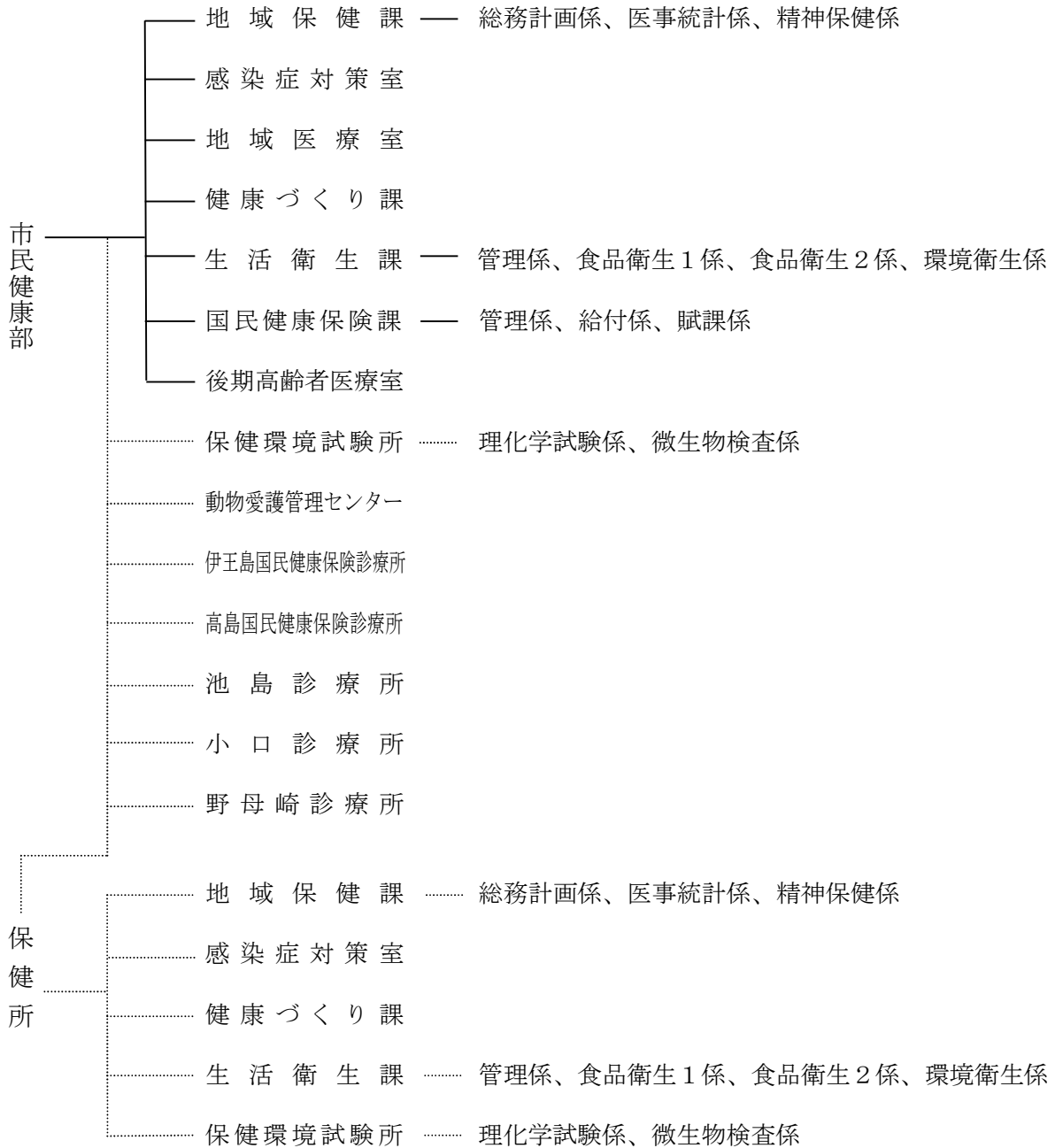
注：面積は令和5年10月1日現在、人口・世帯数は令和5年12月末日現在の住民基本台帳登録による。
 なお、外国人も含む。

地 区 別	世 帯 数	人 口			
		総 数	男	女	
中央総合事務所	中央地域	91,340	165,443	75,247	90,196
	小ヶ倉地域	3,910	8,282	3,875	4,407
	小櫛地域	2,740	6,874	3,324	3,550
	西浦上地域	27,608	50,478	23,355	27,123
	滑石地域	14,350	28,555	12,931	15,624
	福田地域	4,199	8,665	4,050	4,615
	茂木地域	4,845	9,366	4,318	5,048
	式見地域	1,319	2,450	1,128	1,322
東総合事務所	日見地域	3,900	6,827	3,270	3,557
	東長崎地域	16,416	37,665	17,976	19,689
南総合事務所	土井首地域	6,494	13,338	6,290	7,048
	深堀地域	2,780	5,221	2,512	2,709
	香焼地域	1,629	3,057	1,408	1,649
	伊王島地域	425	623	285	338
	高島地域	191	268	131	137
	野母崎地域	2,584	4,434	2,043	2,391
	三和地域	4,833	9,399	4,390	5,009
北総合事務所	三重地域	8,582	20,062	9,716	10,346
	外海地域	1,824	3,036	1,354	1,682
	琴海地域	5,739	11,799	5,671	6,128
総 数	205,708	395,842	183,274	212,568	

第2 市民健康部の概要

(令和6年4月1日現在)

1 機構図



2 事務分掌（地域医療室、国民健康保険課及び後期高齢者医療室を除く。）

（市民健康部）

（令和6年4月1日現在）

課 名	分 掌 事 務
地 域 保 健 課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 部の統括に関する事。 (2) 部の所管(国民健康保険課及び後期高齢者医療室を除く。)に係る国庫支出金等に関する事。 (3) 感染症対策室、地域医療室、健康づくり課、生活衛生課、保健環境試験所、動物愛護管理センター、伊王島国民健康保険診療所、高島国民健康保険診療所、池島診療所及び小口診療所に係る予算の経理に関する事。 (4) 厚生統計調査(社会福祉に係るものを除く。)に関する事。 (5) 死体解剖保存法(昭和24年法律第204号)の規定による死体の保存に関する事。 (6) 地域保健施策に関する事(感染症対策室の所管に係るものを除く。) (7) 保健師の統括に関する事。 (8) 精神保健に関する事(保健所の所管に係るものを除く。) (9) 保健衛生関係団体及び医療関係団体との連絡調整に関する事(感染症対策室の所管に係るものを除く。) (10) 伊王島国民健康保険診療所、高島国民健康保険診療所、池島診療所、小口診療所及び野母崎診療所との連絡調整に関する事。 (11) 救急医療対策に関する事(感染症対策室及び地域医療室の所管に係るものを除く。) (12) 夜間急患センターに関する事。 (13) 看護師養成事業に関する事。 (14) 医療安全相談に関する事。 (15) 部内事務の連絡調整に関する事。
感 染 症 対 策 室	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域保健施策に関する事(地域保健課の所管に係るものを除く。) (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に規定する感染症に関する事(保健所の所管に係るものを除く。) (3) 保健衛生関係団体及び医療機関団体との連絡調整に関する事(地域保健課の所管に係るものを除く。) (4) 救急医療対策に関する事(地域保健課及び地域医療室の所管に係るものを除く。)
健 康 づ くり 課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域保健対策の計画策定及び推進に関する事。 (2) 健康増進法(平成14年法律第103号)による健康増進事業の企画及び推進に関する事。 (3) 食育推進会議、献血推進協議会、歯科口腔保健推進審議会、健康長崎市民21市民推進会議及びストップCKDネットワーク会議に関する事。 (4) 栄養の改善の企画に関する事(保健所の所管に係るものを除く。) (5) 難病に関する事(障害福祉課及び保健所の所管に係るものを除く。) (6) 歯科保健に関する事(子育てサポート課及び保健所の所管に係るものを除く。) (7) 口腔保健支援センターに関する事。
生 活 衛 生 課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 食品衛生に関する事(保健所の所管に係るものを除く。) (2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)に基づく許可等に関する事。 (3) 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)に基づく登録等に関する事。 (4) 食品衛生関係団体の指導育成に関する事。 (5) 生活衛生に関する事。 (6) 墓地、納骨堂及び火葬場の経営の許可等に関する事。 (7) 改葬の許可に関する事。 (8) 生活衛生関係の営業団体等との連絡調整及び育成に関する事。 (9) と畜場の設置の許可等に関する事。

	<ul style="list-style-type: none"> (10) と畜検査に関すること。 (11) 食鳥処理の事業の許可等に関すること。 (12) 食鳥検査に関すること。
保健環境試験所	<ul style="list-style-type: none"> (1) 理化学試験に関すること（保健所の所管に係るものを除く。）。 (2) 微生物検査に関すること（保健所の所管に係るものを除く。）。 (3) 環境の汚染に関する監視、測定（環境政策課の所管に係るものを除く。）に関する こと。 (4) 環境の保全のための規制、指導（環境政策課の所管に係るものを除く。）に関する こと。
動物愛護 管理センター	<ul style="list-style-type: none"> (1) 動物の愛護及び管理に関すること。 (2) 犬の登録及び取締りに関すること。 (3) 狂犬病の予防に関すること。
伊王島国民健康 保険診療所 高島国民健康 保険診療所 池島診療所 小口診療所 野母崎診療所	<ul style="list-style-type: none"> (1) 外来診療及び看護に関すること。 (2) 製剤及び調剤に関すること。 (3) 麻薬の管理に関すること。 (4) 医薬品の管理に関すること。 (5) 使用料及び手数料の請求並びに収納に関すること。 (6) 現金、有価証券及び物品の出納並びに保管に関すること。 (7) 医事統計、医事報告その他医療に関する諸報告に関すること。 (8) 施設の維持管理に関すること。

(こども部)

こども政策課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 部の統括に関すること。 (2) 子育て支援の総合的な計画、推進及び情報発信に関すること。 (3) 社会福祉法による社会福祉法人（福祉総務課、障害福祉課及び幼児課の所管に係る ものを除く。）の設立の認可等に関すること。 (4) 児童福祉施設（幼児課の所管に係るものを除く。）の設置の認可等に関すること。 (5) 児童、母子、父子及び寡婦の福祉、養育及び教育に係る相談並びに福祉及び援護に 関すること。 (6) 子ども、母子、父子及び寡婦の福祉医療費に関すること。 (7) 子ども手当、児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること。 (8) 母子父子寡婦福祉資金の貸付けに関すること。 (9) 交通遺児教育手当に関すること。 (10) 母子生活支援施設に関すること。 (11) 子どもの予防接種（新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を除く。）に関する こと。 (12) 小児慢性特定疾病に関すること。 (13) 障害児の自立の支援（自立支援医療費のうち育成医療に係る支給によるものに限 る。）に関すること。 (14) 児童館との連絡調整及び維持管理に関すること。 (15) 社会福祉審議会児童福祉専門分科会、小児慢性特定疾病審査会、予防接種健康被 害調査委員会及び子育て支援センター運営団体選定審査会に関すること。 (16) 部内事務の連絡調整に関すること。
--------	--

子育てサポート課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 母子保健事業の企画及び推進に関すること。 (2) 母子健康手帳に関すること。 (3) 母子に係る歯科保健に関すること。 (4) 妊産婦、子ども及び子育て家庭の相談及び支援に関すること。 (5) いじめ、児童虐待、体罰等の防止及び対応等に関すること。 (6) 助産施設との連絡調整に関すること。 (7) 助産施設における助産の実施に関すること。 (8) 子どもを守る専門委員会に関すること。 (9) 児童等の関係機関及び福祉団体との連絡調整に関すること。
----------	--

(中央総合事務所、東総合事務所、南総合事務所、北総合事務所)

地域福祉課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 母子、成人、高齢者及び障害者の福祉及び保健に関する相談及び支援 (2) 健康増進事業の実施 (3) 母子保健事業の実施
-------	---

(保健所)

(令和6年4月1日現在)

課名	分掌事務
地域保健課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 保健所の所管に係る予算の経理に関すること。 (2) 地域保健対策の企画調整に関すること(保健所感染症対策室の所管に係るものを除く。) (3) 地域保健に関する情報の収集、活用に関すること(保健所感染症対策室の所管に係るものを除く。) (4) 地域保健に関する思想の普及及び向上に関すること(保健所感染症対策室及び保健所健康づくり課の所管に係るものを除く。) (5) 歯科保健に関すること(健康づくり課、子育てサポート課及び保健所健康づくり課の所管に係るものを除く。) (6) 精神保健に関すること(保健所の所管に係るものに限る。) (7) 保健師の業務に関すること(保健所感染症対策室及び保健所健康づくり課の所管に係るものを除く。) (8) 診療所等の開設、変更及び使用許可等に関すること。 (9) 衛生検査所、施術所及び歯科技工所の開設等に関すること。 (10) 病院の開設、変更及び使用許可等に関すること。 (11) 診療所の病床設置及び変更許可に関すること。 (12) 病院、診療所その他の医療施設等の立入検査に関すること。 (13) 医師、歯科医師その他の医療従事者の免許に係る申請書の進達及び免許証の交付に関すること。 (14) 受胎調節実施指導員の指定に係る申請書の進達及び指定証の交付に関すること。 (15) 死体解剖保存法の規定による死体解剖に関すること。 (16) 医師、歯科医師、薬剤師、歯科技工士、歯科衛生士、保健師、助産師、看護師及び准看護師の業務従業者届の進達に関すること。 (17) 保健所運営協議会に関すること。 (18) 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関すること。 (19) 所内事務の連絡調整に関すること。

<p>感 染 症 対 策 室</p>	<p>(1) 地域保健対策の企画調整に関すること(保健所地域保健課の所管に係るものを除く。) (2) 地域保健に関する情報の収集、活用に関すること(保健所地域保健課の所管に係るものを除く。) (3) 地域保健に関する思想の普及及び向上に関すること(保健所地域保健課及び保健所健康づくり課の所管に係るものを除く。) (4) 保健師の業務に関すること(保健所地域保健課及び保健所健康づくり課の所管に係るものを除く。) (5) 結核、細菌性赤痢等の感染症その他の疾病の予防に関すること。 (6) 感染症診査協議会に関すること。</p>
<p>健 康 づ く り 課</p>	<p>(1) 地域保健に関する思想の普及及び向上に関すること(保健所地域保健課及び保健所感染症対策室の所管に係るものを除く。) (2) 栄養の改善及び指導に関すること(保健所の所管に係るものに限る。) (3) 歯科保健に関すること(市民健康部健康づくり課、子育てサポート課及び保健所地域保健課の所管に係るものを除く。) (4) 難病に関すること(障害福祉課及び市民健康部健康づくり課の所管に係るものを除く。) (5) 医療社会事業に関すること。 (6) 保健師の業務に関すること(保健所地域保健課及び保健所感染症対策室の所管に係るものを除く。) (7) 医師等の臨床研修に関すること。 (8) 医療品及び衛生資材の管理に関すること(保健所の所管に係るものに限る。)</p>
<p>生 活 衛 生 課</p>	<p>(1) 食品衛生に関すること(保健所の所管に係るものに限る。) (2) 飲食店営業等を行う者に係る許可に関すること。 (3) 旅館業、興行場、公衆浴場、理容業、美容業、クリーニング業等の衛生に関すること。 (4) 住宅、水道、井戸、遊泳場等の衛生に関すること。 (5) 特定建築物の衛生に関すること。 (6) 温泉の利用許可及び衛生に関すること。 (7) 家庭用品の衛生に関すること。 (8) 墓地、納骨堂及び火葬場の維持管理及び衛生に関すること。</p>
<p>保 健 環 境 試 験 所</p>	<p>(1) 理化学試験に関すること(保健所の所管に係るものに限る。) (2) 微生物検査に関すること(保健所の所管に係るものに限る。)</p>

3 職員配置表（保健部門）

（令和6年4月1日現在）

所 属		職 種	総	医	歯	獣	薬	技	技	保	看	准	福	精	理	歯	管	技	そ	一		
		数	師	科	医	劑	療	臨	健	護	看	社	神	療	科	理	術	の	他	の	務	
		数	師	師	師	師	師	線	査	師	師	師	士	士	法	士	士	員	員	員	員	
市 民 健 康 部 （ 保 健 部 門）	総 数	131 (28)	8 (2)	1	3	8	1	3	18 (2)	14 (8)	2 (2)	1	3	3	5 (3)	18 (2)	42 (9)					
	市民健康部長	1																			1	
	保健所長	1	1																			
	保健所副所長	1	1																			
	地 域 保 健 課	課 長	1																			1
		主 幹	1							1												
		総務計画係	9 (2)	1 (1)							1 (1)											7
		医事統計係	7 (2)									1 (1)										6 (1)
	対 感 染 室 症	精 神 保 健 係	7 (1)							6 (1)			1									
		室 長	1																			
	づ 健 く り 課	室 長	13 (2)							6	1 (1)											6 (1)
		課 長	1																			1
		次 長	1		1																	
	生 活 衛 生 課	課 長	18 (4)							4					1	3	4 (2)					6 (2)
		課 長	1																			1
		管 理 係	5 (1)				2															3 (1)
		食品衛生1係	7 (2)				1											1 (1)				4 (1)
		食品衛生2係	6 (1)				3															3 (1)
	試 験 所	環 境 衛 生 係	7 (2)				1															5 (1)
		所 長	1																			1
		理化学試験係	4																			4
		微生物検査係	4			1	1		2													
	理 動 物 愛 護 管 理 セ ン タ ー	所 長	1																			1
		5			2																3	
伊王島国民健康 保 険 診 療 所	5 (4)	1								3 (3)											1 (1)	
高島国民健康 保 険 診 療 所	4	1								3												
池 島 診 療 所	4 (2)	1 (1)								2											1 (1)	
野母崎診療所	15 (5)	2					1	1		4 (3)	2 (2)		2								3	

各診療所の地域センターの兼務職員は含まない。
 () 内は再任用職員及び会計年度任用職員を内書き。

4 歳出決算・予算

令和5年度市民健康部（保健関係分）・子ども部（保健関係分）・各総合事務所（保健関係分）
一般会計歳出決算見込み

（単位：円）

科 目	予 算 現 額	支 出 済 額	備 考
保 健 衛 生 費	8,701,163,328	5,762,902,595	
保健衛生総務費	1,629,277,869	1,578,975,928	
保 健 所 費	12,054,000	10,700,883	
母子保健対策費	574,568,000	489,151,072	
予 防 費	5,044,548,000	2,372,893,404	
健 康 増 進 費	451,325,000	442,814,065	
結 核 対 策 費	18,910,000	9,301,649	
保健環境検査費	63,684,000	37,105,667	
環 境 衛 生 費	363,451,459	333,343,574	
診 療 所 費	543,345,000	488,616,353	

令和6年度市民健康部（保健関係分）・子ども部（保健関係分）・各総合事務所（保健関係分）
一般会計歳出予算

（単位：千円）

科 目	当 初 予 算 額	財 源 内 訳		備 考
		特 定 財 源	一 般 財 源	
保 健 衛 生 費	5,090,261	949,986	4,140,275	
保健衛生総務費	1,339,030	68,687	1,270,343	
保 健 所 費	12,155	10,542	1,613	
母子保健対策費	510,876	115,532	395,344	
予 防 費	2,047,106	510,207	1,536,899	
健 康 増 進 費	451,853	21,208	430,645	
結 核 対 策 費	19,559	8,985	10,574	
保健環境検査費	68,041	31,698	36,343	
環 境 衛 生 費	88,516	33,639	54,877	
診 療 所 費	553,125	149,488	403,637	

5 各種協議会

(1) 長崎市保健所運営協議会委員名簿

(令和6年4月1日現在)

区 分	氏 名	職 名
学 識 経 験 の あ る 者	中 道 聖 子	長崎大学保健センター教授
医 療 ・ 保 健 関 係 団 体 を 代 表 す る 者	真 崎 宏 則	長崎市医師会理事
	貝 通 丸 剛	長崎市歯科医師会会長
	上 田 展 也	長崎市薬剤師会会長
	泉 川 公 一	長崎大学病院感染制御教育センター長
	松 永 知 恵	長崎県栄養士会長崎支部会員
	中 尾 理 恵 子	長崎県看護協会県南支部会員
	園 田 俊 輔	日本赤十字社長崎県支部事務局長
	木 下 喜 行	長崎市食品衛生協会会長
教 育 関 係 団 体 を 代 表 す る 者	梅 林 一 城	長崎市小学校校長会
	沖 島 理 恵 子	長崎市中学校校長会
	小 岩 靖 彦	長崎市PTA連合会常任理事
市 民 活 動 団 体 を 代 表 す る 者	宍 戸 直 嗣	長崎市保健環境自治連合会常任理事
	大 岩 道 子	長崎市民生委員児童委員協議会副会長
	北 野 健 一 郎	長崎市老人クラブ連合会会長
	益 子 美 沙 子	長崎市子育て支援ネットワーク連絡会会員
	鶴 田 雅 子	ながさき女性・団体ネットワーク常任委員
	川 村 ケ イ 子	長崎市食生活改善推進協議会副会長
市 民	—	

(任期2年 令和5年3月10日～令和7年3月9日)

(2) 長崎市地域保健医療対策協議会委員名簿

(令和6年4月1日現在)

機関等	氏名	職名	備考
市 医 師 会	松 元 定 次	(一社) 長崎市医師会会長	会長
	中 谷 晃	(一社) 長崎市医師会副会長	
	平 田 恵 三	(一社) 長崎市医師会副会長	
	奥 平 定 之	(一社) 長崎市医師会理事	
市 歯 科 医 師 会	貝 通 丸 剛	(一社) 長崎市歯科医師会会長	副会長
市 薬 剤 師 会	上 田 展 也	(一社) 長崎市薬剤師会会長	
看 護 協 会	糟 谷 操 子	(公社) 長崎県看護協会県南支部支部長	
国 ・ 公 立 病 院	谷 口 英 樹	日本赤十字社長崎原爆病院院長	
	門 田 淳 一	(地独) 長崎市立病院機構理事長	
社 会 福 祉 施 設	野 濱 哲 二	長崎市老人福祉施設協議会会長	
消 防 本 部 又 は 消 防 署	狩 野 徳 智	長崎市消防局長	
警 察 署	多 田 浩 之	長崎警察署長	
福 祉 事 務 所	山 口 伸 一	長崎市福祉事務所長	
そ の 他 学 識 経 験 者	長 谷 敦 子	長崎大学病院医療教育開発センター 長崎外来医療教育室教授	
	青 柳 潔	長崎大学大学院医歯薬学総合研究科教授	
	井 上 健 一 郎	(医) 春回会理事長	
保 健 所	本 村 克 明	長崎市保健所長	

(任期 令和3年9月1日～令和6年8月31日)

(3) その他

○長崎市感染症診査協議会

○長崎市歯科口腔保健推進審議会

○長崎市小児慢性特定疾病審査会

○長崎市献血推進協議会